

久喜宮代衛生組合資源集団回収実証実験実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民が自主的に回収を行っている資源のうち、紙類及び布・衣類について、行政による回収（以下「行政回収」という。）を停止し、区・自治会が、それぞれ活動する地域内に出された紙類及び布・衣類を、責任をもって回収する活動（以下「資源集団回収」という。）により全量を回収する事業の、管内全域化の可否及び事業の継続性を判断することを目的としたモデル地区形式の実証実験（以下「実証実験」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(団体の要件)

第2条 実証実験に参加する団体は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 区もしくは自治会組織であること。
- (2) 紙類（新聞、雑誌・ざつがみ、段ボール、飲料用紙パックに限る。）及び布・衣類の資源集団回収を、団体が活動する地域内で月2回以上実施すること。
- (3) 資源集団回収で、区・自治会として定められた団体の地域（以下「回収地域」という。）で住民から排出される紙類及び布・衣類を全て回収すること。
- (4) 資源集団回収で回収業者を利用する場合、衛生組合に登録された実証実験に協力する回収業者（以下「実証実験登録業者」という。）と契約を締結し、資源を確実に実証実験登録業者に引き渡すことができること。

(団体の登録)

第3条 実証実験に参加しようとする団体は、あらかじめ資源集団回収実証実験協力団体登録申請書（様式第1号）を管理者に提出し、登録を受けなくてはならない。

2 管理者は、前項の規定による申請があった場合において適当であると認めたときは、団体として登録する。（以下「登録団体」という。）

(登録団体の変更)

第4条 登録団体は、登録事項に変更が生じたときは、資源集団回収実証実験協力団体登録

変更届(様式第2号)を速やかに管理者に提出するものとする。

(登録団体の廃止)

第5条 登録団体は、実証実験への参加を取りやめることとなったときは、資源集団回収実証実験協力団体登録廃止届(様式第3号)を、実証実験への参加終了を希望する年度の9月末日までに管理者に届出しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、登録団体は、前項の届出をした年度の3月末日まで、実証実験への参加を継続するものとする。ただし、やむを得ない事情があると管理者が認めたときは、この限りでない。

(実証実験登録業者の要件)

第6条 実証実験登録業者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 住所を有する市町村において市町村税の滞納がないこと。
- (2) 第11条第2項各号に定められた回収対象品目の全品目を回収し、資源物のリサイクルに関する業を行う者（以下「再生問屋等」という。）に引き渡すことができる。
- (3) 第16条第1項各号に定められた回収方法を遵守すること。
- (4) 登録団体から回収経費及び資源物が逆有償になった場合の引取代金を徴しないこと。
- (5) この要綱に定められた事務を適正に処理できること。

(実証実験に協力する回収業者の登録)

第7条 実証実験に協力しようとする回収業者は、あらかじめ資源集団回収実証実験業者登録申請書(様式第4号)を管理者に提出し、登録を受けなくてはならない。

2 管理者は、前項の規定による申請があった場合において適当であると認めたときは、申請業者を実証実験登録業者として登録する。

3 第1項の登録申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、久喜宮代衛生組合資源集団回収事業報償金要綱（平成23年衛生組合告示第11号）第6号に規定する資源集団回収業者の登録申請において既に提出済みの場合は省略することができる。

- (1) 申請者の市町村税に未納がないことを証する書類
- (2) 申請者が法人の場合にあっては、定款の写し
- (3) 運搬車の自動車検査証及び任意の保険に加入していることを証する書類の写し
- (4) 実証実験の履行を約する誓約書

(実証実験登録業者の変更及び廃止)

第8条 実証実験登録業者は、登録事項に変更が生じたときは資源集団回収実証実験業者登録変更届(様式第5号)を提出するものとする。

- 2 実証実験登録業者は、資源集団回収業を廃止するときは資源集団回収実証実験業者登録廃止届(様式第6号)を速やかに管理者に提出するものとする。
- 3 第2項の規定に関わらず、実証実験登録業者は、前項の届出をした年度の3月末日まで、実証実験への協力を継続するものとする。ただし、やむを得ない事情があると管理者が認めたときは、この限りでない。

(実証実験登録業者の登録抹消等)

第9条 管理者は、実証実験登録業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、登録を抹消する。

- (1) 第6条第1項各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
 - (2) 虚偽の申請その他不正行為を行ったとき。
 - (3) その他実証実験登録業者としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 管理者は、前項の規定により登録を抹消するものとして決定した場合には、資源集団回収実証実験業者登録抹消通知書(様式第7号)により通知するものとする。
 - 3 前条の規定により資源集団回収業を廃止したもの及び第1項の規定により登録を抹消されたものは、再度実証実験登録業者の登録を申請することができない。

(実証実験により回収を行う期間)

第10条 実証実験により資源物の回収を行う期間は、平成30年10月1日から平成34年3月31日までとする。

- 2 前項の規定に関わらず、資源市況価格の大幅な下落等、登録団体又は実証実験登録業者

で実証実験の継続が困難と判断されるときは、管理者は、実証実験の期間を短縮することができる。

3 管理者は、前項に規定する実証実験の継続を判断するため、必要に応じ、登録団体又は実証実験登録業者から意見の聴取及び実証実験にかかる収支報告の提出を求めることができる。

(回収対象品目及び報償金の単価)

第11条 管理者は、資源集団回収の活動を支援するため、登録団体に対し、資源物として回収の対象とする品目（以下「回収対象品目」という。）の回収量に応じ、報償金を交付する。

2 回収対象品目及び報償金の単価は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 新聞 1キログラムにつき 7円
- (2) 雑誌・ざつがみ 1キログラムにつき 7円
- (3) 段ボール 1キログラムにつき 7円
- (4) 飲料用紙パック 1キログラムにつき 7円
- (5) 布・衣類 1キログラムにつき 7円

3 前項の回収対象品目は、回収地域の一般家庭から排出されたものに限る。

(登録団体の責務)

第12条 登録団体は、資源物の回収の都度回収量等を把握し、管理者から要求があった場合はその旨を報告しなければならない。

2 登録団体は、活動地域内で登録団体に属さない住民が排出する集積所であっても、回収場所として、排出された回収対象品目を回収もしくは契約した実証実験登録業者に回収を指示しなければならない。

3 登録団体は、回収対象品目以外の物が回収場所に排出されたときは、自らの責任においてこれを処分しなければならない。ただし、登録団体に属さない住民が排出する回収場所についてはその限りでない。

4 登録団体は、資源集団回収に係る事項で住民に周知する必要があるときは、活動地域内の住民に対し、周知を行わなければならない。

(回収方式)

第13条 登録団体は、次の各号に定める方式により、回収地域において資源集団回収を実施するものとする。

(1) 拠点回収方式 次のアからウを要件として、登録団体が指定した回収場所に、回収地域の住民が資源物を持ち込み、登録団体又は登録団体と委託契約を締結した実証実験登録業者が、その資源物を回収対象品目ごとに整理し、回収を行い、再生問屋等に引き渡す方法

ア 回収を月2回以上実施すること。

イ 回収場所は原則1箇所あたり20世帯以上で使用すること。ただし、やむを得ない事情があると管理者が認めたときは、この限りでない。

ウ 行政回収の集積所を回収場所とするときは、回収対象品目を行政で回収していた日を除き行政回収の回収日に回収を行わないこと。

(2) ステーション回収方式 次のア及びイを要件として、行政回収で使用する集積所に回収地域の住民が排出した資源物を、登録団体又は登録団体と委託契約を締結した実証実験登録業者が、回収対象品目ごとに整理し、回収を行い、再生問屋等に引き渡す方法

ア 回収日及び回収品目は、回収対象品目を行政で回収していた日及び回収品目に準ずること。

イ 回収場所は、原則回収対象品目を行政で回収していた集積所とすること。ただし、実証実験開始後の行政集積所の新設、移転及び廃止に伴う回収場所の追加及び変更等やむを得ない事情があると管理者が認めたときは、この限りでない。

2 前項各号において、登録団体は、回収実施日に回収場所で立会を行うものとする。ただし、登録団体が委託した実証実験登録業者が回収を行う場合は、立会を省略することができる。

(標識旗の貸与)

第14条 管理者は、実証実験を支援するため、希望する登録団体に対し、回収場所の標識旗を貸与する。

2 貸与を希望する実施団体は、標識旗貸与申請書（様式第8号）により管理者に申請する

ものとする。

3 標識旗の貸与を受けた団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 用具を適切に保管すること。
- (2) 破損・盗難等の事故があったときは、速やかに管理者に届出すること。
- (3) 実証実験の終了又は登録団体を廃止した場合、速やかに用具を返還すること。

(資源回収ボックスの設置)

第15条 管理者は、登録団体の資源集団回収に協力する意思のない回収地域の住民のため
に、回収地域周辺の市町の公共施設に資源回収ボックスを設置することができる。

2 資源回収ボックスに排出された資源は、久喜宮代衛生組合が回収し、資源集団回収の回
収量には含めない。

(実証実験登録業者の回収方法)

第16条 実証実験登録業者は、回収方法として、次に掲げる事項を遵守しなければならな
い。

- (1) 回収は、8時30分から16時の間に実施すること。
- (2) 前号の規定に関わらず、瑕疵による回収対象品目の取残しに対する対応は、16時以
降であっても対応すること。
- (3) 回収時には、登録団体による資源集団回収である旨の表示を回収車両に表示するこ
と。
- (4) 回収場所に出された回収不適物には、シール等で回収できない理由を表示すること。
- (5) 回収した資源を再生問屋等に引き渡すときは、品目ごとに計量し、再生問屋等の発
行する計量証明書等回収量を把握できる書類（以下「計量書等」という。）を受け取る
こと。
- (6) 計量書等は、写しを実証実験登録業者で保管し、原本は登録団体に提出すること。
- (7) 作業中に事故が発生したときは、速やかに事故報告書（様式第9号）を管理者に提出
すること。
- (8) 複数地区の回収対象品目や他の荷物と混載するときは、地区ごとの回収物の区別が
つくよう積載し、再生問屋等に引き渡すときは、地区別に回収量を計量し、計量票等も

地区別に受け取ること。

(9) 回収場所に出された回収対象品目は、雨に濡れた物等も回収すること。

(再生問屋等に引き取りを拒まれた回収対象品目の取り扱い)

第17条 登録団体又は実証実験登録業者は、回収した回収対象品目のうち、異物混入以外の理由で再生不能品として再生問屋等に引き取りを拒まれた回収物（以下「再生不能回収物」という。）について、衛生組合に久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び再利用に関する条例(平成9年衛生組合条例第1号)別表第1に規定する手数料を免除のうえ引き取りを希望するときは、久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則（平成9年衛生組合規則第6号。以下「規則」という。）第13条第1項に規定する手数料減免申請書に、再生不能回収物引取依頼書(様式第10号)を添付して管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定により提出された書類を審査し、再生問屋等に確認のうえ、適正と認められるときは、規則第13条第2項に規定する手数料減免決定書を交付し、再生不能回収物の引き取りを行う。

(報償金の交付対象外)

第18条 管理者は、次の各号に該当する場合は、当該申請に係る報償金を交付しないものとする。

(1) 回収地域外から排出された資源物を回収した場合

(2) 事業所から排出された資源物を回収した場合

2 前項の規定にかかわらず、前項各号に該当しない回収量が明らかである場合は、その分についての報償金を交付することができる。

(報償金の交付申請等)

第19条 報償金の交付を受けようとする登録団体は、資源集団回収実証実験報償金交付申請書(様式第11号)に計量書等の原本を添えて、次の期間に管理者に提出するものとする。

第1期 7月1日から同月20日まで

第2期 10月1日から同月20日まで

第3期 翌年1月4日から同月20日まで

第4期 4月1日から同月20日まで

(報償金の交付決定)

第20条 管理者は、前条に規定する申請書を受理したときは、報償金の交付の可否及びその額を決定し、速やかに資源集団回収実証実験報償金交付決定通知書(様式第12号)又は資源集団回収実証実験報償金不交付決定通知書(様式第13号)により、申請者に通知するものとする。

(報償金の交付)

第21条 報償金は、第19条に規定する第1期の実績分を8月末日までに、第2期の実績分を11月末日までに、第3期の実績分を2月末日までに、第4期の実績分を5月末日までに交付する。

(報償金の取消し等)

第22条 管理者は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、報償金の交付決定を取り消し、又は既に交付した報償金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けようとし、又は受けたとき。
- 2 管理者は、回収量の虚偽申告等、不正行為を行った登録団体があったときは、登録を抹消するものとする。
- 3 管理者は、登録を抹消するものとして決定した場合には、資源集団回収実証実験協力団体登録抹消通知書(様式第14号)により通知するものとする。
- 4 登録を抹消されたものは、再度団体の登録を申請することができない。

(実証実験登録業者に対する補助金)

第23条 管理者は、実証実験の継続性と安定性を図るため、実証実験登録業者に対し、補助金を交付する。

(補助金額)

第24条 補助金の額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 新聞、雑誌・ざつがみ、段ボール、飲料用紙パックについては、別表に掲げる古紙市況価格に応じ、それぞれの回収量に対し、同表に掲げる単価を乗じて得た額の合計額
- (2) 布・衣類については、それぞれの回収量に対し、1キログラムにつき4円を乗じて得た額の合計額

(補助金の交付対象外)

第25条 管理者は、次の各号に該当する場合は、当該申請に係る補助金を交付しないものとする。

- (1) 登録団体と契約した地域外から排出された資源物を申請に計上した場合
 - (2) 事業所から排出された資源物を申請に計上した場合
- 2 前項の規定にかかわらず、前項各号に該当しない回収量が明らかである場合は、その分についての補助金を交付することができる。

(補助金の交付申請等)

第26条 補助金の交付を受けようとする実証実験登録業者は、資源集団回収実証実験登録業者補助金交付申請書(様式第15号)に登録団体に提出した計量書等の写しを添えて、次の期間に管理者に提出するものとする。

第1期 7月1日から同月20日まで

第2期 10月1日から同月20日まで

第3期 翌年1月4日から同月20日まで

第4期 4月1日から同月20日まで

(補助金の交付決定)

第27条 管理者は、前条に規定する申請書を受理したときは、補助金の交付の可否及びその額を決定し、速やかに資源集団回収実証実験登録業者補助金交付決定通知書(様式第16号)又は資源集団回収実証実験登録業者補助金不交付決定通知書(様式第17号)により、申

請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第28条 補助金は、第26条に規定する第1期の実績分を8月末日までに、第2期の実績分を11月末日までに、第3期の実績分を2月末日までに、第4期の実績分を5月末日までに交付する。

(補助金の取消し等)

第29条 管理者は、実証実験登録業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けようとし、又は受けたとき。

2 管理者は、回収量の虚偽申告等、不正行為を行った実証実験登録業者があったときは、第9条の規定により登録を抹消するものとする。

(現況調査・指導)

第30条 管理者は、必要があると認めるときは、職員に資源集団回収実施場所や回収作業の現地確認などの方法により、現況調査、計量及び指導をさせることができる。

(委任)

第31条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第10条に規定する期間の末日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に

基づき同日までに回収された回収対象品目にかかる報償金及び補助金の申請、決定及び交付については、同日後もなおその効力を有する。

附 則（平成31年2月26日告示第8号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第24条関係）

古紙市況価格	補助金の単価
1円未満	4円
1円以上3円未満	3円
3円以上5円未満	2円
5円以上7円未満	1円

資源集団回収実証実験協力団体登録申請書

年 月 日

久喜宮代衛生組合 管理者 あて

久喜宮代衛生組合資源集団回収実証実験実施要綱第3条の規定に基づき、次のとおり申請します。

※登録番号		※登録日	
団体名	フリガナ		
代表者	住所		
	フリガナ		
	氏名	印	
	電話 ()		

*担当者欄については、回収事業の中心になっている方が、代表者以外の場合に記入してください。

担当者	住所			
	フリガナ	団体での役割(役職等)		
	氏名			
	電話 ()			
書類の送付先・連絡先	衛生組合からの文書の送付先・連絡先は <input type="checkbox"/> 代表者を希望 <input type="checkbox"/> 担当者を希望 (どちらにもレがない場合は代表者あてとします。)			
回収方式	<input type="checkbox"/> 抛点回収方式		<input type="checkbox"/> ステーション回収方式	
契約業者名				
報償金振込先	金融機関名			
	フリガナ			
	口座名義人			
	口座番号	口座種別	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座

*振込みは一般金融機関の口座とし、団体名の入っているものが必要になります。

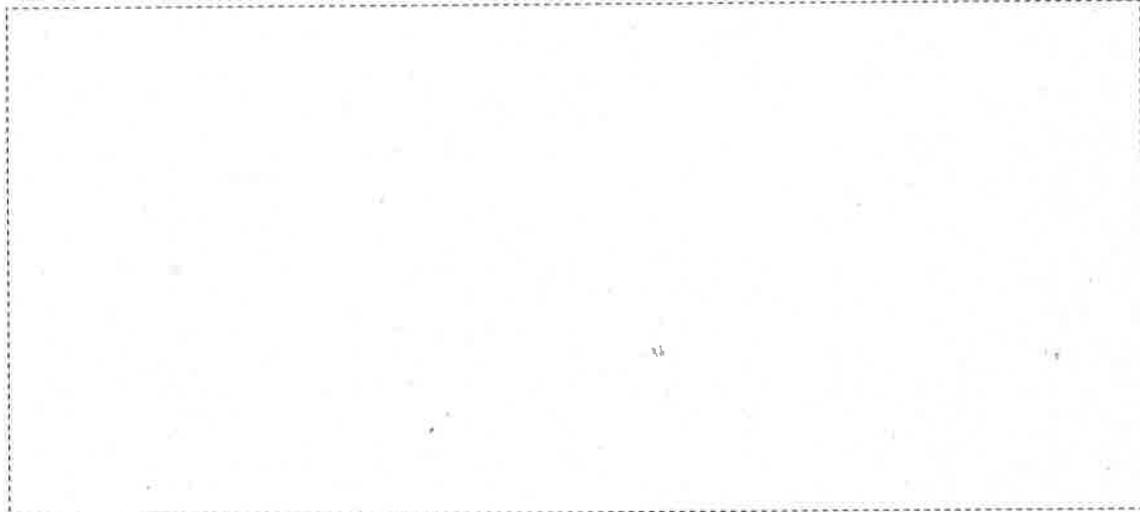
*通帳表紙部分のコピーを必ず裏面に添付してください。(口座の確認に必要になります。)

*「※」印欄は記入しないでください。

【以下は拠点回収方式の地区のみ記入してください】

回収実施日	週 曜日
※「毎月第〇、〇週〇曜日」もしくは「隔週〇曜日」のように記載してください。 ※1ヶ月に2回以上実施してください。	
回収箇所数 ※裏面に回収場所の地図を添付してください。	箇所

通帳表紙部分のコピー貼付欄

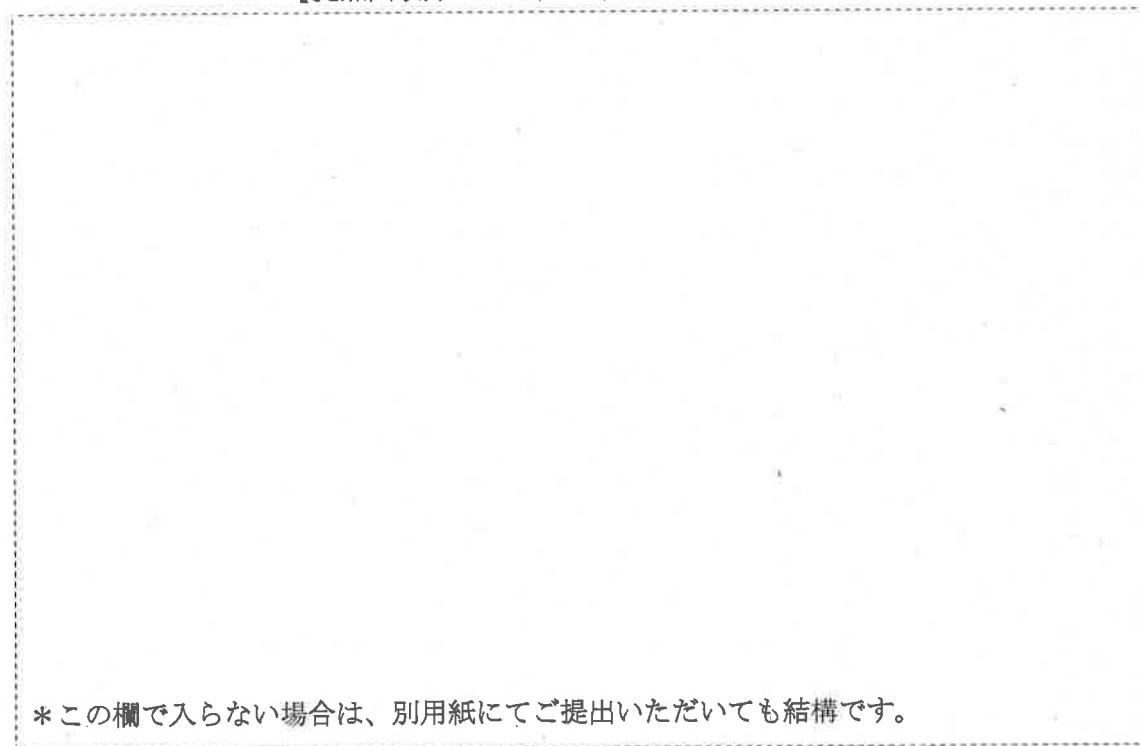


<振込先口座に関する注意事項>

- 個人名義、会社名義の口座は指定できません。
- 金融機関の統廃合(支店の統廃合と含む)についての確認をお願いします。
- ゆうちょ銀行(郵便局)口座を指定する場合は、「振込用口座番号」が確認できるページ(通帳の最初のページ)の写しを添付してください。

集積場所を明示した地図の貼付欄

【拠点回収方式の地区のみ添付してください】



*この欄で入らない場合は、別用紙にてご提出いただいても結構です。

様式第2号(第4条関係)

資源集団回収実証実験協力団体登録変更届

年 月 日

久喜宮代衛生組合

管理者 あて

申請者

住所

団体名

氏名

印

電話番号

久喜宮代衛生組合資源集団回収実証実験実施要綱第4条の規定に基づき、次のとおり申請します。

変更内容	変更前	
	変更後	
変更予定年月日		

*拠点回収方式の地区で、回収箇所が変更になる場合は、裏面に地図を添付してください。

*報償金振込先が変更になる場合は、下記項目を記載の上、裏面に通帳表紙部分のコピーを添付してください。

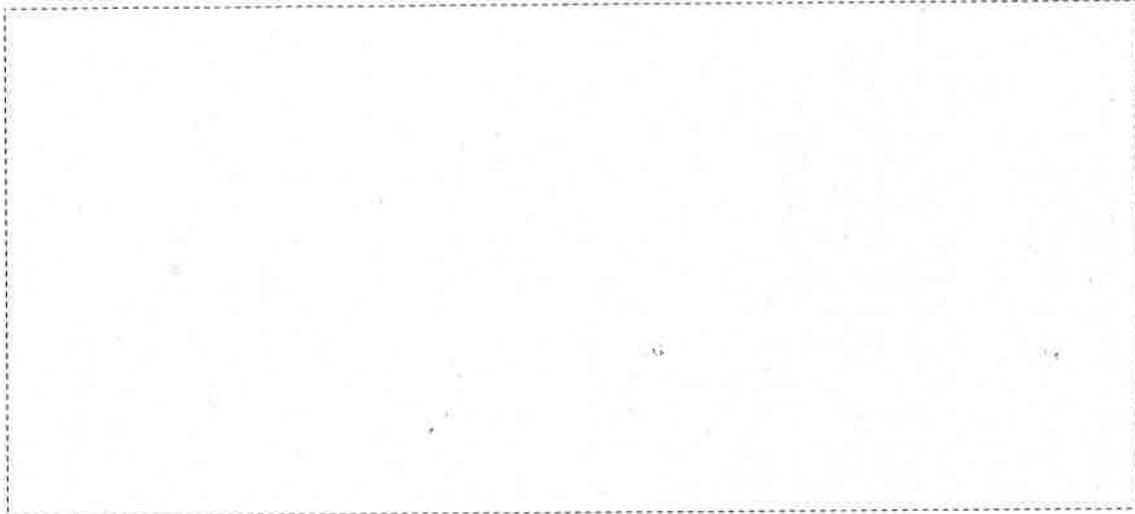
【報償金振込先の変更】

償 金 更 換 後 の 先 報	金融機関名			
	フリガナ			
	口座名義人			
	口座番号	口座種別	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座

*振込みは一般金融機関の口座とし、団体名の入っているものが必要になります。

*通帳表紙部分のコピーを必ず裏面に添付してください。(口座の確認に必要になります。)

通帳表紙部分のコピー貼付欄

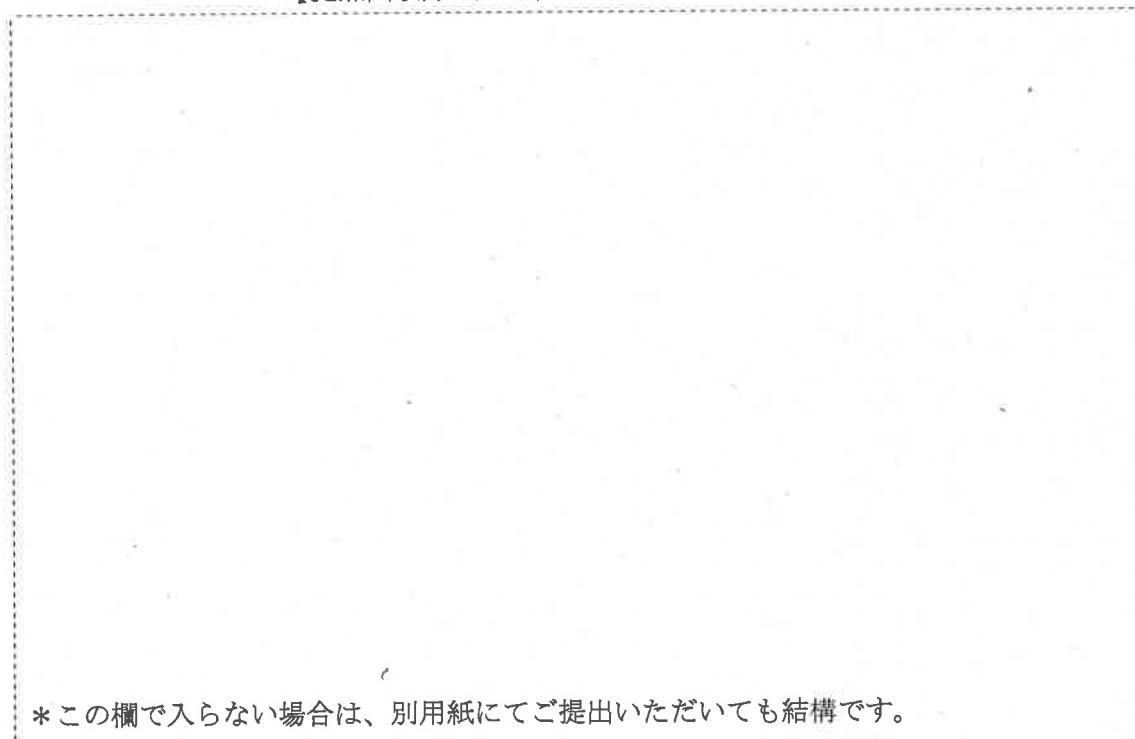


<振込先口座に関する注意事項>

- 個人名義、会社名義の口座は指定できません。
- 金融機関の統廃合(支店の統廃合と含む)についての確認をお願いします。
- ゆうちょ銀行(郵便局)口座を指定する場合は、「振込用口座番号」が確認できるページ(通帳の最初のページ)の写しを添付してください。

集積場所を明示した地図の貼付欄

【拠点回収方式の地区のみ添付してください】



*この欄で入らない場合は、別用紙にてご提出いただいても結構です。

様式第3号(第5条関係)

資源集団回収実証実験協力団体登録廃止届

年 月 日

久喜宮代衛生組合

管理者

あて

次の理由により資源集団回収実証実験協力団体登録を廃止したいので、久喜宮代衛生組合資源集団回収実証実験実施要綱第5条に基づき届出します。

※登録番号		※廃止日	
団体名	フリガナ		
代表者	住所		
	フリガナ		
	氏名		印
電話 ()			
廃止の理由			

* 「※」印欄は、記入しないでください。

資源集団回収実証実験業者登録申請書

年 月 日

久喜宮代衛生組合 管理者 あて

久喜宮代衛生組合資源集団回収実証実験実施要綱第7条の規定に基づき、次のとおり申請します。

※登録番号		※登録日	
名 称	フリガナ		
主たる事務所の所在地	電話 ()		
代 表 者	住所		
	フリガナ		
	氏名	印	
	電話 ()		

*営業所名欄については、主たる事務所と異なる場合に記入してください。

営 業 所	名称		
	所在地		電話 ()
担 当 者	フリガナ	役職等	
	氏名		
書類の送付先・連絡先	衛生組合からの文書の送付先・連絡先は <input type="checkbox"/> 主たる事務所を希望 <input type="checkbox"/> 営業所を希望 (どちらにもレがない場合は主たる事務所あてとします。)		
対応地区・方式	<input type="checkbox"/> 久喜市久喜地区 <input type="checkbox"/> 久喜市菖蒲地区 <input type="checkbox"/> 久喜市栗橋地区 <input type="checkbox"/> 久喜市鷺宮地区 <input type="checkbox"/> 宮代町		<input type="checkbox"/> 拠点回収方式 <input type="checkbox"/> ステーション回収方式
資源集団回収に従事する人数・車両数	人		台
主な引渡先			
振 補 込 助 先 金	金融機関名		
	フ リ ガ ナ		
	口 座 名 義		
	口 座 番 号	口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座

*「※」印欄は、記入しないでください。*該当する□の中にレ印をつけてください。

*この申請書には、①申請者が個人である場合には市町村民税、法人である場合には法人市町村民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(原本)、②申請者が法人の場合は定款の写し、③運搬車の自動車検査証及び任意の保険に加入していることを証する書類の写し、を添付してください。(資源集団回収業者の登録申請において既に提出済の場合は、省略することができます。)

様式第5号(第8条関係)

資源集団回収実証実験業者登録変更届

年 月 日

久喜宮代衛生組合

管理者 あて

申請者

住所

氏名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

久喜宮代衛生組合資源集団回収実証実験実施要綱第8条の規定に基づき、次のとおり申請します。

変更内容	変更前	
	変更後	
変更予定年月日		

*補助金振込先が変更になる場合は、下記項目を記載してください。

【補助金振込先の変更】

助 金 更 振 後 込 の 先 補	金融機関名			
	フリガナ			
	口座名義			
	口座番号		口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座

様式第6号(第8条関係)

資源集団回収実証実験業者登録廃止届

年 月 日

久喜宮代衛生組合

管理者 あて

次の理由により資源集団回収実証実験に係る業務を廃止したいので、久喜宮代衛生組合
資源集団回収実証実験実施要綱第8条に基づき届出します。

※登録番号		※廃止日	
名 称	フリガナ		
主たる事務所の所在地	電話 ()		
代 表 者	住所		
	フリガナ		
	氏名	印	
廃止の理由			

* 「※」印欄は、記入しないでください。

様式第7号(第9条関係)

※登録番号

資源集団回収実証実験業者登録抹消通知書

年 月 日

様

久喜宮代衛生組合 管理者

印

久喜宮代衛生組合資源集団回収実証実験実施要綱第9条第1項の規定により、実証実験登録業者の登録を抹消したので通知します。

記

名 称	フリガナ
代 表 者	住所
	フリガナ
抹消の理由 (いずれかに○)	<p>1 実証実験登録業者の要件不備のため (同項第1号に該当)</p> <p>2 虚偽の申請その他不正行為等のため (同項第2号に該当)</p> <p>3 その他実証実験登録業者としてふさわしくない行為があったため (同項第3号に該当)</p>

様式第8号(第14条関係)

標識旗貸与申請書

年 月 日

久喜宮代衛生組合

管理者 あて

申請者

住所

団体名

氏名

印

電話番号

標識旗の貸与について、久喜宮代衛生組合資源集団回収実証実験実施要綱第14条の規定に基づき、次のとおり申請します。

標識旗	必要本数 本
備 考	□ポールの貸与は必要なし □足台の貸与は必要なし

*標識旗は、旗、ポール、足台がセットになっています。旗以外の貸与が必要ない場合は、備考欄に記入ください。

様式第9号(第16条関係)

事 故 報 告 書

年 月 日

久喜宮代衛生組合
管理者 あて

住所

氏名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり事故が発生しましたので、久喜宮代衛生組合資源集団回収実証実験実施要綱第16条の規定に基づき、報告します。

事 故 者	職 名	氏 名	性別	年齢	事故車両（交通事故の場合）
事故発生日時	年 月 日() 時 分ごろ				
事故発生場所					
事故の内容及び原因					
事故発生後措置した事項					

備考 事故の内容により記載事項は、適宜変更して差し支えないこと。

必要な場合は、事故発生場所の見取図、現場写真等、事故の状況を詳細に説明した書類等を添付すること。

様式第10号(第17条関係)

再生不能回収物引取依頼書

年 月 日

久喜宮代衛生組合

管理者 あて

申請者

住所

氏名

印

(名称及び代表者の氏名)

電話番号

久喜宮代衛生組合資源集団回収実証実験実施要綱の規定により回収した回収対象品目について、再生問屋等に再生不能回収物として引き取りを拒否されたため、衛生組合に引き取りを依頼いたしましたく、要綱第17条の規定により、次のとおり申請します。

搬入を希望する回収対象品目	<input type="checkbox"/> 新聞 <input type="checkbox"/> 雑誌・ざつがみ <input type="checkbox"/> 段ボール <input type="checkbox"/> 飲料用紙パック <input type="checkbox"/> 布・衣類
引き取りを拒否した再生問屋等	電話番号:
再生問屋等に搬入した日	年 月 日
引き取り拒否の理由	

資源集団回収実証実験報償金交付申請書

年 月 日

久喜宮代衛生組合 管理者 あて

久喜宮代衛生組合資源集団回収実証実験実施要綱第19条の規定に基づき、次のとおり申請します。

団体名			
代表者	住所		
	フリガナ		
	氏名	印	
	電話 ()		

*この申請書には、回収量を確認できる計量書等の原本を添付してください。

回収実績

【月実施分】

実施日	回収量				
	新聞	雑誌・ざつがみ	段ボール	飲料用紙パック	布・衣類
	kg	kg	kg	kg	kg
	kg	kg	kg	kg	kg
	kg	kg	kg	kg	kg
	kg	kg	kg	kg	kg
	kg	kg	kg	kg	kg
	kg	kg	kg	kg	kg
	kg	kg	kg	kg	kg
合 計	kg	kg	kg	kg	kg

※回収量の記入にあたっては、計量書等の数字を基に、実施日ごとに回収量をkg単位(単位は整数表示とする。)で記入すること。

※計量書等に記載された品目名において、「雑誌」とあるのは「雑誌・ざつがみ」と、「牛乳パック」とあるのは「飲料用紙パック」と、「ウエス」、「布」、「ボロ」及び「込ボロ」とあるのは「布・衣類」と、それぞれ読み替えるものとする。

(裏面に続く)

【月実施分】

実施日	回収量				
	新聞	雑誌・ざつがみ	段ボール	飲料用紙パック	布・衣類
	kg	kg	kg	kg	kg
	kg	kg	kg	kg	kg
	kg	kg	kg	kg	kg
	kg	kg	kg	kg	kg
	kg	kg	kg	kg	kg
	kg	kg	kg	kg	kg
	kg	kg	kg	kg	kg
	kg	kg	kg	kg	kg
合 計	kg	kg	kg	kg	kg

【月実施分】

実施日	回収量				
	新聞	雑誌・ざつがみ	段ボール	飲料用紙パック	布・衣類
	kg	kg	kg	kg	kg
	kg	kg	kg	kg	kg
	kg	kg	kg	kg	kg
	kg	kg	kg	kg	kg
	kg	kg	kg	kg	kg
	kg	kg	kg	kg	kg
	kg	kg	kg	kg	kg
	kg	kg	kg	kg	kg
合 計	kg	kg	kg	kg	kg

【久喜宮代衛生組合使用欄】

新聞	雑誌・ざつがみ	段ボール	飲料用紙パック	布・衣類	合計	報償金額
kg	kg	kg	kg	kg	kg	円

様式第12号(第20条関係)

資源集団回収実証実験報償金交付決定通知書

第
年
月
日
号

様

久喜宮代衛生組合
管理者

印

年　月　日付で申請のあった資源集団回収実証実験報償金交付申請について、久喜宮代衛生組合資源集団回収実証実験実施要綱第20条の規定に基づき、内容を審査したところ、下記のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

1 報償金交付の対象となる資源物回収量 kg

2 報償金交付決定額 金 円

※上記金額の振込み予定日は 年　月　日です。

様式第13号(第20条関係)

資源集団回収実証実験報償金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

久喜宮代衛生組合
管理者

印

年 月 日付で申請のあった資源集団回収実証実験報償金交付申請について、久喜宮代衛生組合資源集団回収実証実験実施要綱第20条の規定に基づき、内容を審査したところ、下記の理由により不交付を決定しましたので通知します。

記

1 不交付の理由

様式第14号(第22条関係)

※登録番号

資源集団回収実証実験協力団体登録抹消通知書

年 月 日

様

久喜宮代衛生組合 管理者

印

久喜宮代衛生組合資源集団回収実証実験実施要綱第22条第3項の規定により、貴団体の登録を抹消したので通知します。

記

団体名	フリガナ
代表者	住所 フリガナ 氏名
抹消の理由 (要綱第22条 第2項該当) ※いずれかに ○	1 回収量の意図的な虚偽報告を行ったため 2 その他不正行為をおこなったため 不正行為の内容

様式第15号(第26条関係)

資源集団回収実証実験登録業者補助金交付申請書

年 月 日

久喜宮代衛生組合

管理者

あて

住所

申請者 氏名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

久喜宮代衛生組合資源集団回収実証実験実施要綱第26条の規定に基づき、次のとおり申請します。

担当者 (申請者と記入者が異なる場合記入) ※住所、電話が申請者と同じ場合にはその欄は空欄にしてください。	住所	<input type="checkbox"/>
	※補助金交付通知の送付先をこの住所にする場合、□に印をつけてください	
	氏名	
電話	()	

契約登録団体 (契約をしている登録団体を全て記入してください)	
------------------------------------	--

【回収実績】

実施月	回収量				
	新聞	雑誌・ざつがみ	段ボール	飲料用紙パック	布・衣類
	kg	kg	kg	kg	kg
	kg	kg	kg	kg	kg
	kg	kg	kg	kg	kg
合計	kg	kg	kg	kg	kg

*回収量は、計量書等の数字を基にkg単位(単位は整数表示とする。)で記入すること。

*回収量を確認できる計量書等の写しを添付すること。なお、計量書等に記載された品目名において、「雑誌」とあるのは「雑誌・ざつがみ」と、「牛乳パック」とあるのは「飲料用紙パック」と、「ウェス」、「布」、「ボロ」及び「込ボロ」とあるのは「布・衣類」と、それぞれ読み替えるものとする。

【久喜宮代衛生組合使用欄】

	新聞	雑誌・ざつがみ	段ボール	飲料用紙パック	布・衣類	補助金合計
補助金単価	円	円	円	円	円	一
補助金額	円	円	円	円	円	円

*登録団体報償金申請の回収量との突合 □

様式第16号(第27条関係)

資源集団回収実証実験登録業者補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

久喜宮代衛生組合
管理者

印

年 月 日付で申請のあった資源集団回収実証実験登録業者補助金交付申請について、久喜宮代衛生組合資源集団回収実証実験実施要綱第27条の規定に基づき、内容を審査したところ、下記のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円
(内訳)

補助金対象品目	回収量 (kg)	補助金の単価 (円)	補助金額 (円)

※上記金額の振込み予定日は 年 月 日です。

様式第17号(第27条関係)

資源集団回収実証実験登録業者補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

久喜宮代衛生組合

管理者

印

年 月 日付で申請のあった資源集団回収実証実験登録業者補助金交付申請について、久喜宮代衛生組合資源集団回収実証実験実施要綱第27条の規定に基づき、内容を審査したところ、下記の理由により不交付を決定しましたので通知します。

記

1 不交付の理由